

ウナギをめぐる状況と対策について

令和 7 年 6 月

水産庁

6月30日修正

P5「我が国におけるウナギ供給量の推移」

R6年の輸入量、養殖生産量、漁業生産量を修正

P11「ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）」

本文中の加盟国数を修正

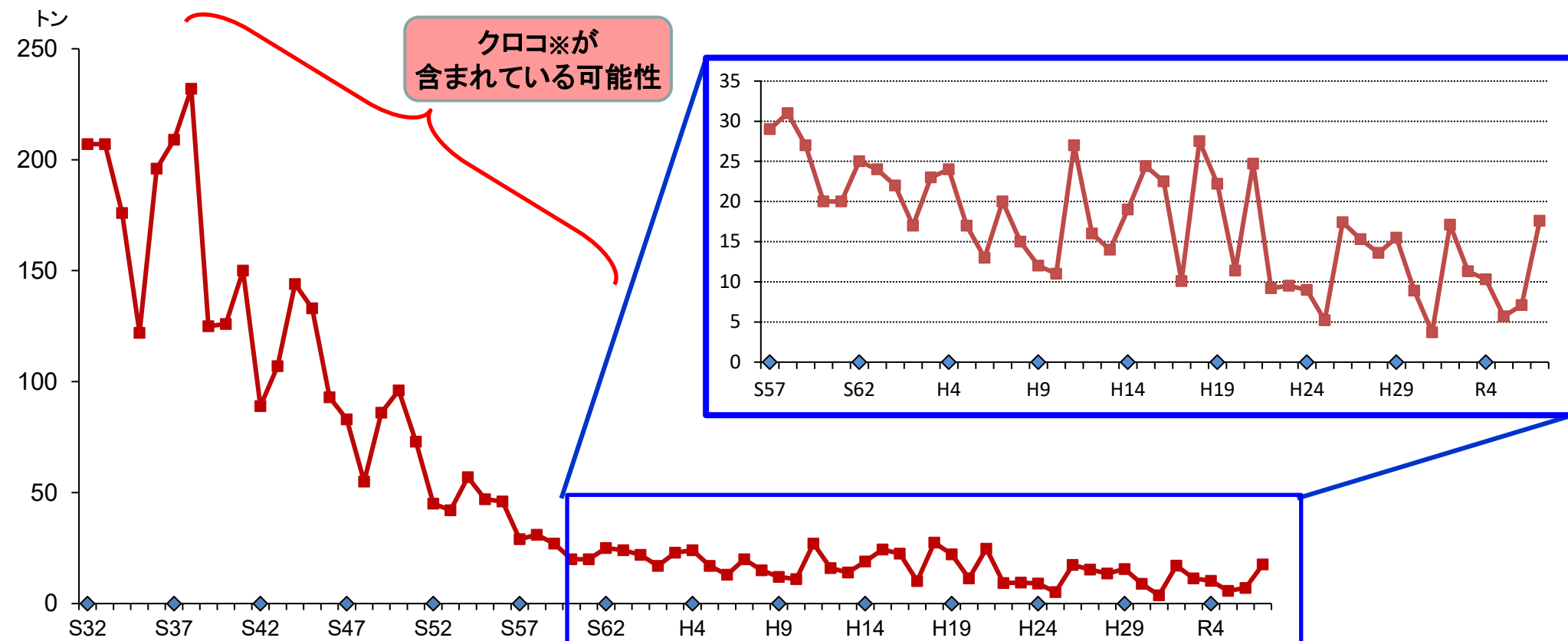
- ニホンウナギは、5年から15 年間、河川や河口域で生活した後、海へ下り、日本から約2,000km離れたマリアナ諸島付近の海域で産卵。産卵場が特定されたのは、平成23年2月(研究開始から36年)であり、依然としてその生態に不明な点が多い。



ウナギ稚魚の来遊状況について

- ニホンウナギ稚魚の採捕量は、昭和50年代後半以降低水準であり、かつ、減少基調にある。
(昭和50年代以前は稚魚の採捕にクロコが含まれている可能性があること、養殖技術の進歩や養殖経営体の減少によりシラスウナギの需要が減少していることも影響)
- 豊漁であった令和2年漁期は、池入数量上限を超過するおそれが生じたことから、水産庁が都道府県を通じて採捕停止を要請。

■ニホンウナギ稚魚 国内採捕量の推移



出典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」(昭和32年～平成14年)、平成15年以降は水産庁調べ(採捕量は、池入数量から輸入数量を差し引いて算出。)

※シラスウナギ：体長約6cm、体重約0.2gのウナギ稚魚

※クロコ：シラスウナギが少し成長して黒色になったもの

※令和3年以降の国内採捕量には輸出されたシラスウナギが含まれている場合があるため、P4のグラフにおける「池入れ数量のうち国内採捕量」とは一致しない

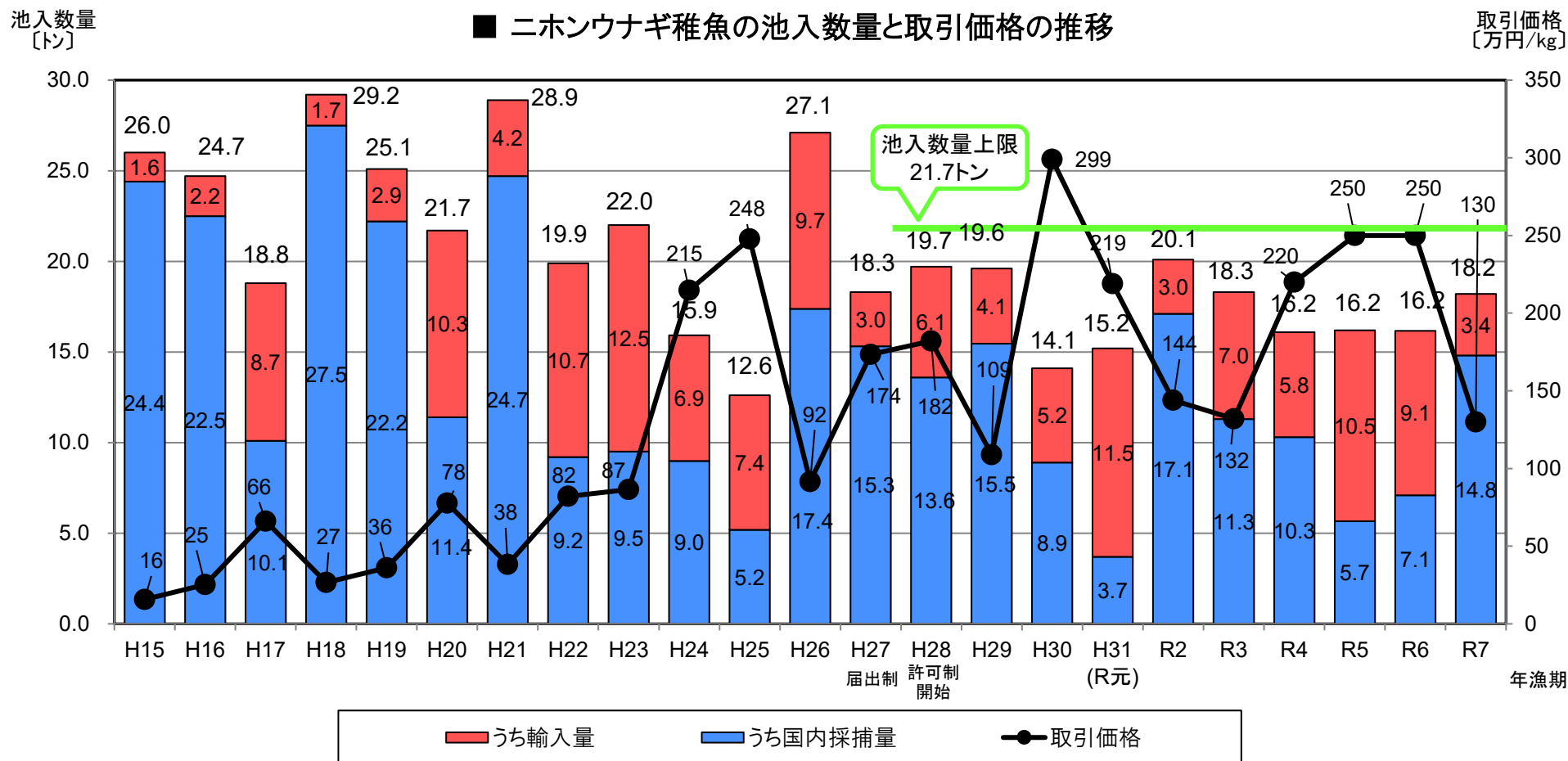
ニホンウナギの生活史とシラスウナギの採捕量の減少要因について

- シラスウナギの採捕量の減少要因として、養殖経営体数の減少等社会的要因の他、海洋環境の変動、親ウナギやシラスウナギの過剰な漁獲、生息環境の悪化が指摘されている。
- ウナギについては、生態に不明な点が多く、各要因がどのように寄与しているのかの評価は困難であるため、「予防原則」(因果関係が証明されていなくても、取り返しのつかない状態に陥るおそれがあるときは、対策を講じるべきという資源管理の考え方)に従って、漁獲対策及び生息環境の改善対策を実施。
- 平成22年漁期～平成24年漁期(平成21年11月～平成24年10月)の3漁期連続してシラスウナギ採捕が不漁となり、池入数量が大きく減少したことから、平成24年6月、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めた。



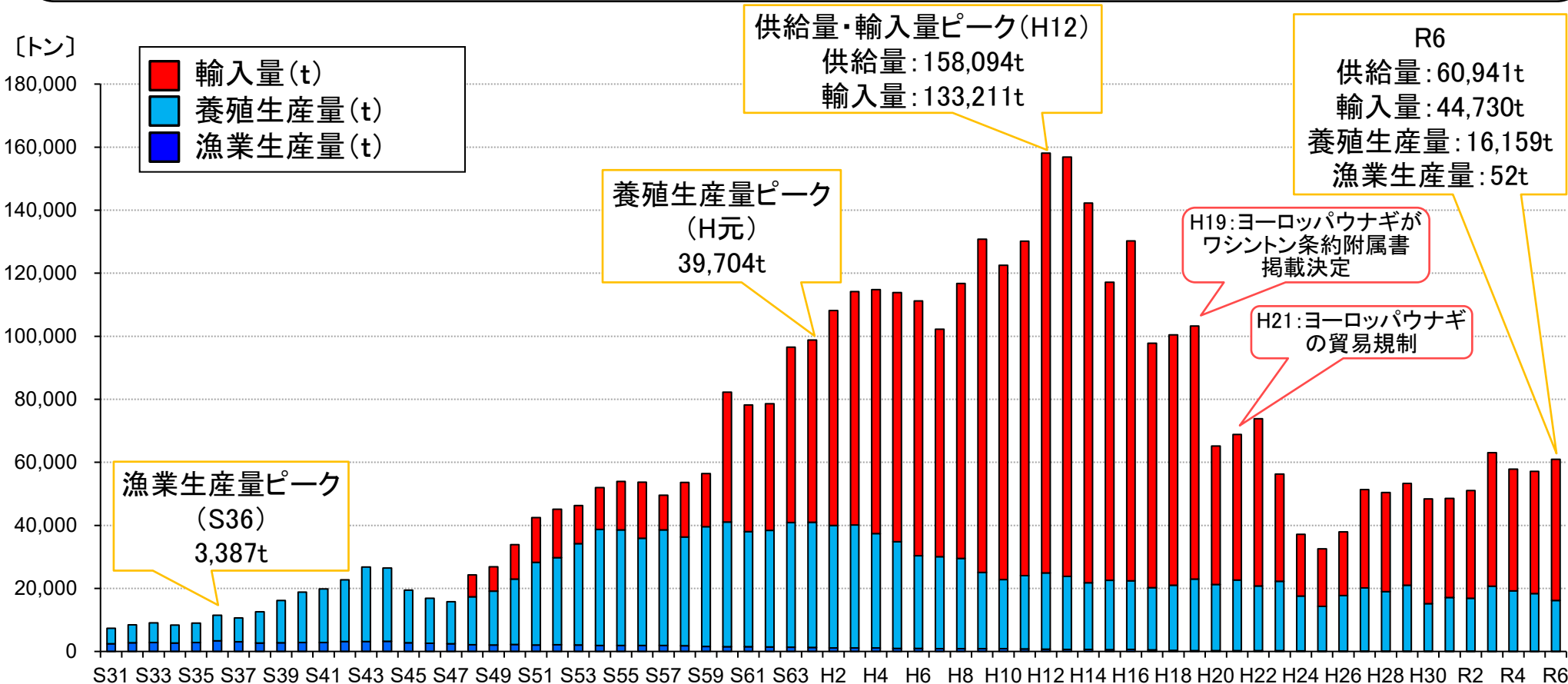
ニホンウナギ稚魚（シラスウナギ）の池入れ動向について

- シラスウナギの採捕量には年変動があり、国内採捕量が不足した場合は輸入で補っている。
- 養鰻業者は、シラスウナギの採捕状況・取引価格や在池量(残鰻量)等を勘案して池入れを決定する。
- 今漁期(令和6年11月～翌年4月末現在)の国内採捕量は、豊漁であった令和2年漁期と同程度であったが、近年の採捕水準を踏まえ池入れ準備がされていない養殖池が多かったこと、それに伴い盛漁期に各地で「漁止め」が行われたことなどから、池入数量は18.2トンに留まった。



我が国におけるウナギ供給量の推移

- ウナギの国内供給量は、昭和60年頃から輸入の増加によって増加。平成12年には約16万トンが供給されたが、その後減少し、近年では約5万トン程度となっている。
- これは、昭和60年頃から、中国において日本への輸出を目的としたヨーロッパウナギの養殖が急成長し、ヨーロッパウナギの資源の減少とともに急激に衰退したことが主要因である。
- 国内で漁獲されたウナギ及び養殖されたウナギは、ほぼニホンウナギ。一方、輸入されたウナギについては、ニホンウナギのほか、以前はヨーロッパウナギが多かったものの、近年はアメリカウナギの輸入が増加している。なお、ヨーロッパウナギは平成19年にワシントン条約の附属書に掲載され、平成21年から貿易取引の制限対象。



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」及び財務省「貿易統計」を基に水産庁にて推計

ウナギの養殖について シラスウナギの池入から出荷まで

- ウナギの養殖方法には、比較的早い時期(11月～翌1月末)に池入れしたシラスウナギを半年間育成して出荷する「単年養殖」と、比較的遅い時期(2月～4月)に池入れしたシラスウナギを1年以上かけて育成して出荷する「周年養殖」に大別される。
- 土用の丑の日には多くのウナギが流通するが、その多くは昨年度に池入されたウナギ(周年養殖)であり、その年の漁期始めに池入れされた「新仔」と呼ばれるウナギ(単年養殖)の流通量は少数である。



シラスウナギの
池入れ



養殖場にて育成
(半年～1年以上)



選別



出荷準備
(たて場)



加工場

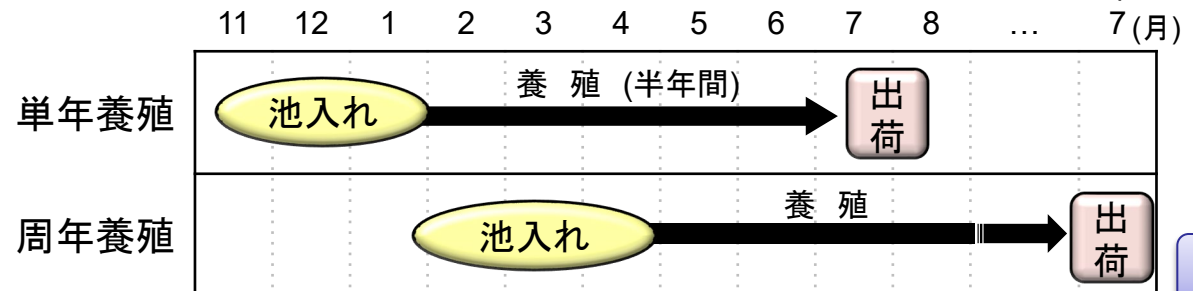


飲食店

■府県別のうなぎ養殖生産量(令和5年) (出典:農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」より)

鹿児島県	7,852トン
愛知県	3,810トン
宮崎県	3,342トン
静岡県	2,255トン
その他府県	1,035トン
計	18,294トン

■主な養殖期間



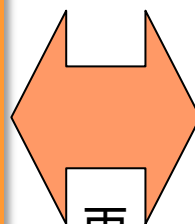
- 今後ともニホンウナギの持続的利用を確保していくためには、国内外での資源管理対策の推進が必要。
- 国際的には、ニホンウナギを利用する日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイの関係国・地域間で国際的な資源管理に向けた協力を進めるとともに、国内においては、これらの関係国・地域間で取り決めた池入数量の制限を適切に実施するとともに、シラスウナギ採捕、ウナギ漁業についても、資源管理の対策が一層進むよう対応。

国際的な資源管理

ニホンウナギのシラスは黒潮に乗ってチャイニーズ・タイペイ（台湾）、中国、日本、韓国へ流れ着き、そこで漁獲され養殖の種苗として利用されていることから、ニホンウナギの資源を持続的に利用していくためにはこれらの国・地域間が協力して資源管理を行っていくことが必要。このため、日本がこれらの国・地域に働きかけを行い、協力に関する議論を開始。

共同声明概要（平成26年9月）

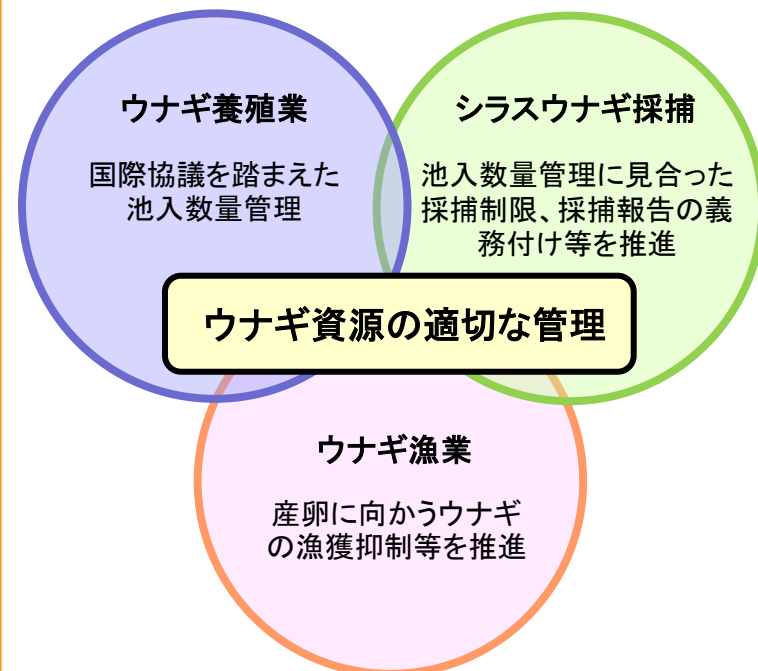
- (1) ニホンウナギの池入数量を直近の数量から20%削減し、異種ウナギについては近年（直近3カ年）の水準より増やさないための全ての可能な措置をとる。
- (2) 保存管理措置の効果的な実施を確保するため、各1つの養鰻管理団体を設立する。それぞれの養鰻管理団体が集まり、国際的な養鰻管理組織を設立する。
- (3) 法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について検討する。



両輪で対策を推進

国内の資源管理

資源管理を三位一体で推進



○ 平成24年9月よりニホンウナギを利用する主要国・地域である日本、中国、チャイニーズ・タイペイにより協議を開始し、平成26年9月の第7回協議において、ニホンウナギその他の関連するウナギ類の保存及び管理に関する共同声明を発出。

＜ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議（政府間協議）＞

【第1回会合 平成24年9月】	APECの枠組みの下、日本、中国、チャイニーズ・タイペイの3者で議論開始。																																	
【第7回会合 平成26年9月】	日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイの4者間で、以下を内容とする共同声明を発出。 (1)ニホンウナギの池入数量を直近の数量から20%削減し、異種ウナギについては近年(直近3カ年)の水準より増やさないための全ての可能な措置をとる。 (2)保存管理措置の効果的な実施を確保するため、各1つの養鰻管理団体を設立する。それぞれの養鰻管理団体が集まり、国際的な養鰻管理組織を設立する。 (3)法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について検討する。 ■各国・地域の池入数量上限値（単位：トン） <table><tr><th></th><th colspan="2">ニホンウナギ</th><th colspan="2">その他の種のウナギ</th></tr><tr><th></th><th>平成26年漁期実績</th><th>池入数量上限</th><th>平成24～26年漁期実績</th><th>池入数量上限</th></tr><tr><td>日本</td><td>27.1</td><td>21.7</td><td>3.5</td><td>3.5</td></tr><tr><td>中国</td><td>45.0</td><td>36.0</td><td>32.0</td><td>32.0</td></tr><tr><td>韓国</td><td>13.9</td><td>11.1</td><td>14.0</td><td>14.0</td></tr><tr><td>チャイニーズ・タイペイ</td><td>12.5</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>10.0</td></tr></table>					ニホンウナギ		その他の種のウナギ			平成26年漁期実績	池入数量上限	平成24～26年漁期実績	池入数量上限	日本	27.1	21.7	3.5	3.5	中国	45.0	36.0	32.0	32.0	韓国	13.9	11.1	14.0	14.0	チャイニーズ・タイペイ	12.5	10.0	10.0	10.0
	ニホンウナギ		その他の種のウナギ																															
	平成26年漁期実績	池入数量上限	平成24～26年漁期実績	池入数量上限																														
日本	27.1	21.7	3.5	3.5																														
中国	45.0	36.0	32.0	32.0																														
韓国	13.9	11.1	14.0	14.0																														
チャイニーズ・タイペイ	12.5	10.0	10.0	10.0																														
【第17回会合 令和6年6月】	平成26年に発出した共同声明の遵守状況や、共同声明以降に各国・地域がとってきた管理措置のレビュー、次期2漁期(令和6年及び7年の11月～翌年10月)の池入数量上限等について確認。																																	

- 国際協議を踏まえた国内措置として、日本の養鰻管理団体である「一般社団法人 全日本持続的養鰻機構」を設立(平成26年10月)。民間ベースでのウナギ資源管理の促進や適切な管理の下で養殖されたウナギの利用を促進。
- 各国・地域の養鰻管理団体が集まり、民間ベースでウナギの資源管理について話し合う国際的な団体「持続可能な養鰻同盟(ASEA)」を設立。平成27年6月に第1回会合、平成30年7月に第2回会合、令和元年10月に第3回会合を開催。

持続可能な養鰻同盟(ASEA)

日本

一般社団法人 全日本持続的養鰻機構

ホームページ <https://unagikiko.jp/>

(平成26年10月20日設立)

中国

中国漁業協会
鰻業工作委員会

韓国

養鰻水産業
協同組合

台湾

財団法人
台湾区鰻魚
発展基金会

構成員:34府県の養鰻管理協議会等



第2回ASEA会合(平成30年7月)

- 国際自然保護連合(IUCN)は、平成26年6月、ニホンウナギを絶滅危惧IB類、ビカーラ種を準絶滅危惧としてレッドリストに掲載。同年11月には、アメリカウナギも絶滅危惧IB類として掲載(ヨーロッパウナギは既に絶滅危惧IA類として掲載済)。

■IUCNレッドリストカテゴリー

略号	区分	内容	ウナギ類のランク(※2)	具体例(※2)
EX	絶滅 (Extinct)	既に絶滅したと考えられる種		
EW	野生絶滅 (Extinct in the Wild)	飼育・栽培下でのみ存続している種		
CR (※1)	絶滅危惧 I A類 (Critically Endangered)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種	<u>ヨーロッパウナギ</u>	
EN (※1)	絶滅危惧 I B類 (Endangered)	I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種	ニホンウナギ アメリカウナギ	ミナミマグロ マナマコ <u>ジンベエザメ</u> <u>ラッコ</u> トキ
VU (※1)	絶滅危惧 II 類 (Vulnerable)	絶滅の危険が増大している種	<i>Anguilla borneensis</i> (ボルネオウナギ) <i>Anguilla luzonensis</i>	メバチマグロ <u>ニシネズミザメ</u> <u>ジュゴン</u> ジャイアントパンダ
NT	準絶滅危惧 (Near Threatened)	存続基盤が脆弱な種	<i>Anguilla bicolor</i> (ビカーラ種) <i>Anguilla mossambica</i> (モザンビークウナギ) <i>Anguilla bengalensis</i>	トド
DD	情報不足 (Data Deficient)	評価するだけの情報が不足している種	<i>Anguilla celebesensis</i> (セレベスウナギ) <i>Anguilla interioris</i> <i>Anguilla megastoma</i> <i>Anguilla obscura</i>	
LC	低懸念 (Least Concern)	上記のいずれにも該当しない種	<i>Anguilla marmorata</i> (オオウナギ)	大西洋クロマグロ ゼニガタアザシ

※1 CR、EN、VUが絶滅危惧種。

※2 ____はCITES付属書I掲載種、____は付属書II掲載種を示す。

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）

- 野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的とした条約。
- 締約国会議(COP:Conference of the Parties)は、2～3年に1回開催。184カ国とEUが加盟。
- 主に附属書Ⅰ・Ⅱの改正提案について検討。賛成・反対票の合計の2/3以上の賛成で採択される。
- ヨーロッパウナギは、ワシントン条約の附属書Ⅱに掲載(平成21年発効)。EUは、現在、輸出許可書を発給しないことにより実質的に輸出を禁止。

■CITES附属書に掲載されている主な水棲動物種

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	・現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種 ・附属書掲載種の取引を効果的に取り締まるために規制が必要な種(類似種)	自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力が必要となる種
規制内容	商業目的の「貿易」及び「公海での漁獲物の水揚げ」の禁止	科学的助言等に基づく、輸出国当局発給の許可書が必要 商業目的の「貿易」及び「公海での漁獲物の水揚げ」は可能	(掲載国からの輸出)輸出国当局発給の許可書が必要 (上記以外)原産地証明書等が必要
主な掲載水棲種	鯨類(ミンククジラ等) ウミガメ類 シーラカンス類	<u>ヨーロッパウナギ</u> 鯨類(附属書Ⅰ以外) サメ類(ヨシキリザメ、シュモクザメ類その他) チョウザメ類 タツノオトシゴ類、一部の熱帯ナマコ	フスクスナマコ【エクアドル】 宝石サンゴ(モモイロサンゴ、アカサンゴ、シロサンゴ、ミッドサンゴ)【中国】

- ワシントン条約第19回締約国会議は、令和4年11月14日～25日に開催された。主にヨーロッパウナギの生息国に対して、貿易に係るトレーサビリティの改善等を促し、第20回締約国会議に報告する内容の決定が採択された。

ウナギ類に関する新たな決定の概要（仮訳）

(1)ヨーロッパウナギの生息国・取引経由国・輸入国は、

- ①トレーサビリティ・取締り及び取引・養殖の合法性の評価を改善するための措置を強化すること。
- ②稚魚とその他の活鰻の違いに留意し、「輸出に際して種の存続を脅かさないことの証明(NDF)」に関する研究を提出すること。
- ③期限付きの目標とともに、国家及び採捕主体レベルのヨーロッパウナギの管理計画を開発すること。
- ④ウナギ類の取引は、種別・ライフステージ別に報告されていることに留意し、シラスウナギを輸入し製品を輸出する国に対して、再輸出する際に関税コードに種名や起源を含めることを検討すること。
- ⑤活きたシラスウナギの取引制限を行うために実施している措置に関する情報を提供すること。

(2)常設委員会は、ヨーロッパウナギの違法取引に関する情報及び報告書を検討し、適当な場合、勧告を作成して、第20回締約国会議に報告すること。

国内における資源管理

うなぎ養殖業における池入数量の管理について

- うなぎ養殖業を内水面漁業振興法に基づく届出養殖業とし、農林水産大臣への届出や池入数量等の報告を義務付け(平成26年11月1日施行)。
- ニホンウナギ稚魚及び異種うなぎ種苗の池入数量の制限に係る数量配分ガイドラインに基づき、養殖業者毎の池入数量の上限を設定。
- うなぎ養殖業を内水面漁業振興法に基づく農林水産大臣の指定養殖業とし、稚魚の池入数量を法律に基づき制限(平成27年6月1日施行)。 ※許可により、個別のうなぎ養殖場毎に種苗の池入数量を制限。

■ 令和7年漁期の許可の概要

平成27年6月1日、うなぎ養殖業を農林水産大臣の許可を要する指定養殖業に指定。

- 許可を受けた養殖場の数:511件
(令和6年11月1日現在)
- 許可に基づく池入割当量
(各養殖場毎に割当)
にほんうなぎ 21.7トン
にほんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5トン
- 許可の有効期間:
令和6年11月1日～令和7年10月31日

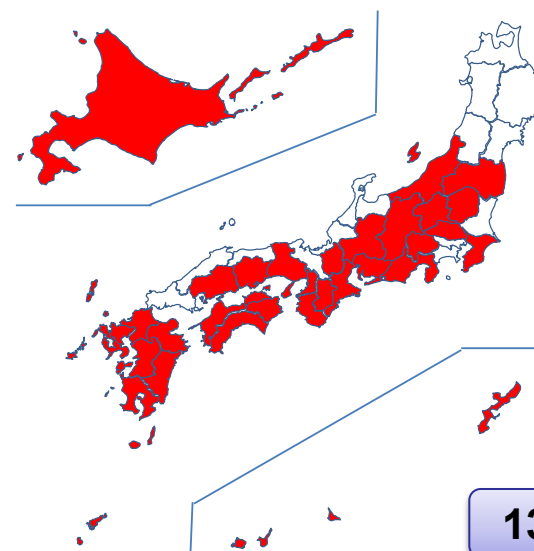
許可なくうなぎ養殖業を営んだ場合には、
内水面漁業振興法に定める罰則(3年以下の
懲役又は200万円以下の罰金)の対象

■ 令和7年漁期におけるにほんうなぎ養殖業の許可件数と池入割当量

(令和6年11月現在の許可件数と池入割当量について、都道府県別に整理)

都道府県名	許可件数	池入割当量 (単位:トン)
千葉県	4	0.1
静岡県	55	2.2
愛知県	119	5.0
三重県	7	0.4
徳島県	28	0.5
香川県	18	0.1
高知県	21	0.6
福岡県	17	0.1
大分県	11	0.2
熊本県	14	0.3
宮崎県	45	3.7
鹿児島県	65	8.2
その他(20道府県)	38	0.3
全国計	442	21.7

許可を受けたにほんうなぎ
養殖業者:
32道府県



(2) シラスウナギ採捕及び流通について

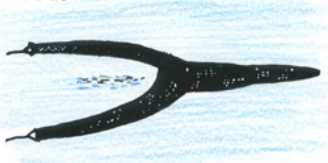
① シラスウナギ採捕の実情について

- シラスウナギは、12月から翌年4月までの期間中の特に新月の夜、河川や海岸線において、網ですくう方法や河川に仕掛けた小型の定置網で採捕する。
- 多くの魚類は、資源保護のため小型魚の採捕が禁止されており、ウナギも同様であるが、シラスウナギは、うなぎ養殖の種苗として不可欠であるため、都府県知事が漁業を営むための許可を出している。
- 都府県知事は、許可に当たって、自県の養鰻業者数や地域毎に年変動が大きいシラスウナギの来遊時期、来遊量を勘案し、採捕期間や漁法、場所等を厳しく制限している。
- 一方、シラスウナギは、長さ約6cm、重さ約0.2gとつま楊枝程度の大きさと、ごく少量の水があれば持ち運びができるほか、採捕者は全国で約2万人を超え、1人・1日当たりの採捕数量は数グラムと極めて少量であることから、採捕量を管理することが非常に困難という面がある。

■シラスウナギ採捕方法



かぐら網

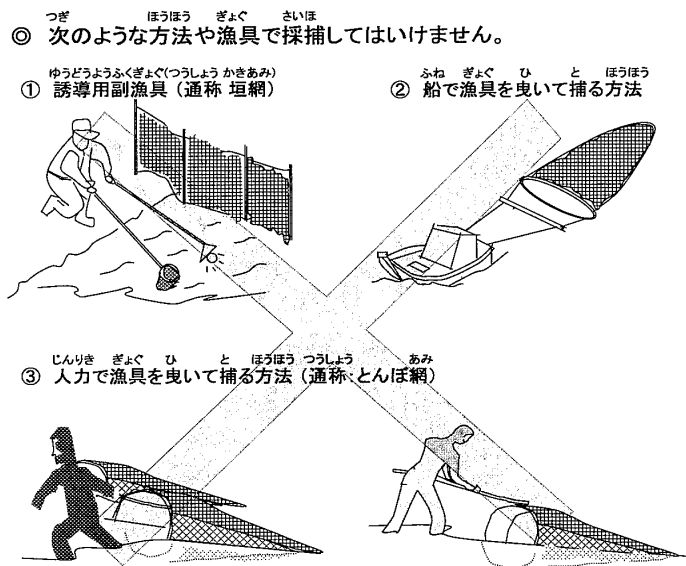


かぐら網(小型の定置網)



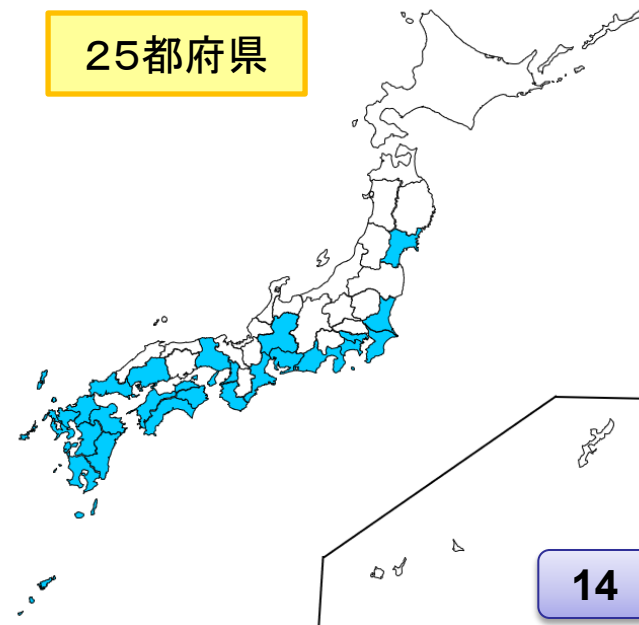
シラスウナギ

■採捕漁具の制限の例



■シラスウナギの漁業の許可等が行われている都府県

25都府県



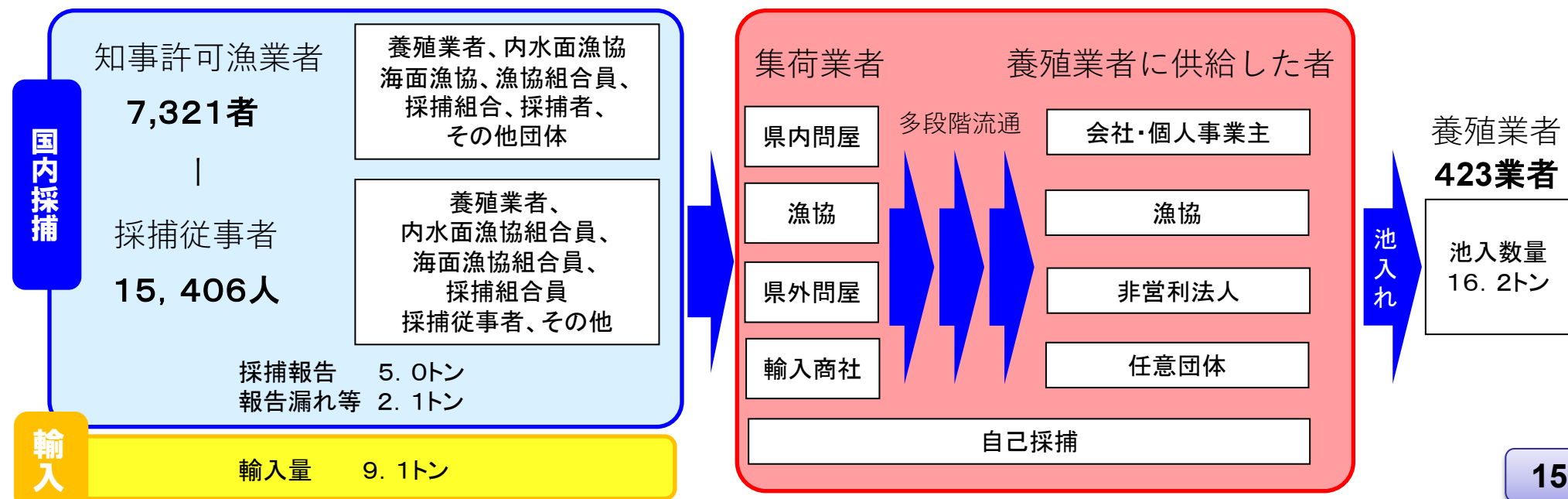
② シラスウナギ流通の実情

- 採捕者が採捕したシラスウナギは、集荷業者に集められ、さらに複数の流通業者を経由して、養殖業者に供給される(多段階流通)。
- 流通業者は、採捕者1人・1日当たり数グラムしか採捕されないシラスウナギを全国から集荷し、養鰻業者が必要とするキロ単位にまとめて養鰻業者に必要量を安定的に供給する役割を担っている。
- 令和6年漁期において、国内のシラスウナギの採捕報告数量5.0トン(前年4.0トン)、輸入数量9.1トン(前年10.5トン)、合計14.1トン(前年14.5トン)に対し、養殖業者のシラスウナギ池入報告数量は16.2トン(前年16.2トン)であり、2.1トン(前年1.7トン)の差が生じている。

これらについては、都府県等からの聞き取りにより、次の原因が指摘されている。

- ① 採捕者が他人に自分の採捕数量を知られたくない(優良な採捕場所を秘密にしたい、大漁へのねたみを回避したい等)、報告するのが面倒などの理由で報告しない
- ② 採捕者が指定された出荷先以外へ、より高い価格で販売し、その分を報告しない
- ③ 無許可による採捕(いわゆる密漁)

■ 令和6年漁期におけるシラスウナギ流通の概念図



② ニホンウナギの資源管理強化と不透明な採捕・流通の解消（枠組み構築）

- 資源管理強化のため、改正漁業法に基づき、令和5年12月、シラスウナギを「特定水産動植物」に指定し、違反時の罰則を強化。これまで特別採捕許可によっていたシラスウナギの採捕を知事許可漁業化。
- さらに不透明な採捕・流通の解消のため、水産流通適正化法の対象にシラスウナギを指定し、令和7年12月より適用開始予定。

課題の背景

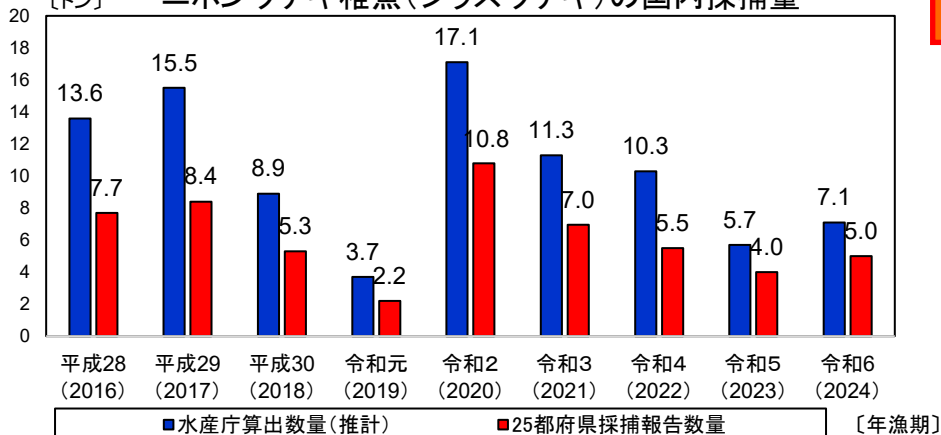
・特別採捕の許可は自県の養鰻業者への種苗の供給を目的するものであったため、多くの県で、

- ①出荷先を県内に限定
- ②買取価格を安価に設定
- ③極端に少ない採捕可能量に設定

といったルールが設けられていた。

しかし実際には、より高い価格で買い取る県外養鰻業者への販売が行われ、その分が未報告・過少報告となって、採捕報告数量と水産庁が算出する数量に乖離が生じており、不透明流通として問題視されている。

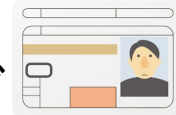
〔トン〕 ニホンウナギ稚魚（シラスウナギ）の国内採捕量



資源管理の強化・不透明な採捕・流通の解消

（罰則強化・知事許可化：令和5年12月）

- ・改正漁業法に基づきシラスウナギを「特定水産動植物」に指定し、知事許可漁業とすることで罰則を強化
- ・知事許可漁業とするにあたり①根拠のない限定供給や数量設定の解消、②出荷制限・販売制限の解消等からなる技術的助言を発出（令和3年10月8日付け）
- ・写真付き許可書の発行、帽子等の着用義務化等の密漁対策を実施。未報告・過少報告の解消等のため、毎年技術的助言を発出。



写真付き証明書 統一帽子着用

（水産流通適正化法の適用：令和7年12月）

- ・シラスウナギの採捕事業者及び取扱事業者等の届出義務
- ・取扱事業者間における漁獲番号等の伝達・取引記録の作成・保存義務

罰則強化・知事許可化&水産流通適正化法により、適法に採捕されたシラスウナギのみが流通する枠組みを構築

③ ニホンウナギの資源管理強化と不透明な採捕・流通の解消（現場へ導入・実装）

- 関係者間で、改正漁業法に基づく罰則強化・知事許可化(令和5年12月)及び水産流通適正化法の適用(令和7年12月)は、資源管理の強化と不透明な採捕・流通を解消する枠組みを構築し、資源や産業の持続性を高めていくためのものという理解を深めていく。
- 地域の実態に即し、現場の理解や管理・報告が機能していく具体的な仕組みを構築していくことが不可欠。

枠組みの構造と対応

シラスウナギ漁獲・流通の適正化

対応①

対応②

知事許可化

主な措置内容

採捕上限見直し

販売制限見直し

水産流通適正化法

主な措置内容

事業者の届出

漁獲番号等の伝達

取引記録作成・保存

対応③ 数量確認・識別機能

- 現地勉強会や調査により現場の実態や専門家の意見を踏まえながら、
- どのような仕組みであれば、現場で簡便・使いやすく機能する技術を検討し、関係者間で数量等の正しさを確認・識別する機能を実現する技術を導入し具体化していく

適法に採捕されたシラスウナギだけが流通し、実態把握が進み、資源管理の強化・不透明な採捕・流通が解消される。

対応②

水産流通適正化法 (届出・漁獲番号等の伝達・取引記録の作成・保存)

採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者
採捕者

流通事業者

流通事業者

流通事業者

流通事業者

流通事業者

流通事業者

流通事業者

流通事業者

流通事業者

流通事業者

流通事業者

シラスウナギロット

シラスウナギロット

シラスウナギロット

流通事業者

流通事業者

流通事業者

シラスウナギロット

シラスウナギロット

シラスウナギロット

改正漁業法 (罰則強化・知事許可化)

対応①

赤囲み:
新たな義務範囲

対応③

数量確認・識別機能(制度・技術導入)

内水面振興法(養殖許可)

養殖池

養殖池

養殖池

出荷販売

池入数量の管理

(3) ウナギ漁業（内水面漁業）

① 河川から海に下るウナギ資源の保護について

- ウナギの漁獲抑制を含むウナギ資源管理に向けた関係者の話し合いを促進するよう全都道府県に依頼するとともに、担当官を派遣して働きかけを実施。
- この結果、主要な養鰻県においては、産卵に向かうために河川から海に下る時期（概ね10月～翌年3月）のウナギの採捕禁止又は自粛等に取り組むことを決定。

【委員会指示によるウナギ採捕禁止】

鹿児島県	:10月～2月(内水面・海面)
宮崎県	:10月～3月(内水面)
熊本県	:10月～3月(内水面・海面)
高知県	:10月～3月(内水面・海面)
青森県	:10月～5月(内水面)
愛媛県	:10月～3月(内水面・海面)
徳島県	:11月～3月(内水面・海面)
静岡県	:10月～2月(内水面)
広島県	:10月～3月(内水面)
岐阜県	:10月～3月(内水面)
島根県	:11月～3月(内水面)

●:ウナギの採捕禁止又は自粛等
に取り組むこととなった県



【自主的な取組】

愛知県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
福岡県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
東京都:下りウナギの再放流を実施。
三重県:下りウナギの再放流を実施。
奈良県:下りウナギの漁獲を自粛。
佐賀県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
大分県:下りウナギの漁獲を自粛。
山口県:下りウナギの漁獲を自粛。
群馬県:下りウナギの漁獲を自粛。
和歌山県:下りウナギの漁獲禁止又は自粛。
岩手県:下りウナギの漁獲禁止。
山形県:下りウナギの漁獲禁止。
滋賀県:下りウナギの漁獲自粛や再放流の実施。
大阪府:下りウナギの漁獲を自粛。
香川県:下りウナギの再放流を実施。
長崎県:下りウナギの漁獲自粛や再放流の実施。

愛知県のポスター

ウナギ資源の減少が危惧されています!!

産卵のため海へ下る

下りウナギの保護

にご協力ください



下りウナギ

【特徴】
・黒い(いぶし銀)
・胸鰭が黒く、大きい

下りウナギを
採捕した場合は、
再放流に
ご協力ください。



川などにいる普通のウナギ

【特徴】
・背中が緑がかった
・胸が小さい

愛知県内水面漁業協同組合連合会・愛知県養殖漁業者協会・愛知県

全国内水面漁場管理委員会連合会・ 全国内水面漁業協同組合連合会のポスター

- ・全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会では、平成30年7月にニホンウナギの資源回復に向けて、産卵のために河川から海に向かう下りウナギの保護についての取組方針を共同決議。
- ・本取組方針に基づき、平成30年度より両団体が協力し、全都道府県の内水面において下りウナギの保護に取り組んでいる。

ウナギ資源の減少が危惧されています

下りウナギの保護

にご協力ください

10月～3月に日本全国の川から海に下り、マリアナ諸島西方海域の産卵場に向かうのが下りウナギです。

※本県においては、上流の採捕の禁止や産卵場へ向かう再放流を推奨しています。

下りウナギ(産ウナギ)の特徴

・体色がいぶし銀のように光る

・目が大きくなる

・胸鰭が黒くて大きい

下りウナギが獲れたら

再放流

にご協力ください

河川にいる普通のウナギ(産ウナギ)

・背中が緑がかった
・胸は小さい

全国内水面漁場管理委員会連合会・全国内水面漁業協同組合連合会

青森県の啓発用看板

ニホンウナギの保護を目的とした採捕制限について

青森県内の河川湖沼では、漁業・遊漁を問わずニホンウナギの採捕が以下のとおり制限されています。

記

- 10月1日から翌年5月31日までの間は、ニホンウナギを採捕してはいけません。
- 6月1日から9月30日までの間は、全長40センチメートル以下のニホンウナギを採捕してはいけません。
- 遊漁は、一本釣り(竿釣り・手釣り)とし、それ以外の漁具・漁法で遊漁してはいけません。

上記に違反した場合は、公的規則違反(内水面漁場管理委員会指示又は漁業権遊漁規則等)として処罰の対象となります。

青森県・小川原湖漁業協同組合・六ヶ所村漁業協同組合

高知県のポスター

守ろう! ニホンウナギ

高知県内のすべての内水面(河川など)では、
10月から翌年3月までの半年間、
ニホンウナギの採捕が禁止となっています。

※県内では、さらに、環境省指定の「ニホンウナギ産卵場」(高知県内には、高知市・高知市・高知市・高知市)は、全長40センチメートル以下のニホンウナギを採捕してはいけません。

高知県内水面漁業協同組合連合会(高知県漁業協同組合)

TEL:098-821-4608 FAX:098-821-4527
E:high@high.pref.akita.jp

鹿児島県のポスター

ウナギ生産量日本一鹿児島県

鹿児島県では10月から2月は ウナギの採捕禁止

ルールを守り、ウナギを守る。

県内の内水面漁業協同組合で、
さらに、高い場所を禁止漁場としている場合があります。

高知県内水面漁業協同組合連合会(高知県漁業協同組合)

TEL:098-821-4608 FAX:098-821-4527
E:high@high.pref.akita.jp

② 内水面漁業者によるウナギの生育環境の整備（石倉設置の取組）

○ ウナギの生息環境改善のため、ウナギの住み処となるとともに、餌となる生物(エビ類等)を増やす効果が期待される石倉増殖礁(石を積み上げて網で囲った工作物)を設置する取組を推進。

○平成28年～令和5年まで実施した鰻生息環境改善支援事業により、86箇所に石倉増殖礁を設置・モニタリングを行って効果を検証し、関係者に普及。

鰻生息環境改善支援事業
(水産庁補助事業)により
石倉増殖礁を設置した河川
(19府県40河川2湖沼86箇所)

府県	河川
岩手県	盛川、久慈川、閉伊川
山形県	田沢川
福島県	請戸川、久慈川 高瀬川、富岡川、熊川
栃木県	渡良瀬川
埼玉県	都幾川、入間川
富山県	庄川
福井県	三方湖
岐阜県	武儀川
静岡県	興津川 天竜川支流二俣川、 保津川
京都府	揖保川、加古川、 矢田川
兵庫県	宍道湖
島根県	榎野川、錦川、 錦川支流保木川・御庄川
山口県	岩松川、加茂川
愛媛県	佐井川
福岡県	緑川
熊本県	大野川、桂川
大分県	広渡川、北川、祝子川
宮崎県	小丸川、酒谷川
鹿児島県	甲突川、高尾野川、 網掛川、万之瀬川、 米ノ津川



■ 石倉増殖礁



石倉を利用するウナギ



下りウナギも住み処として利用



様々な成長段階の
ウナギが利用



石倉内の餌生物
(エビ類、カニ類、ハゼ類等)

■ モニタリング調査結果

③ ウナギ生息環境改善の効果的な推進

○ ウナギの生息にとって、石倉増殖礁のような棲み場・えさ場・隠れ場となる構造物が、生息数を拡大させる上で効果があることがわかってきており、関係省庁において、情報共有等の連携により各機関における取組を推進。

環境省

ウナギにとって好適な河川環境の保全・再生の考え方等を取りまとめ

環境省による現地調査データ及び追加的な事例調査を通じ、ニホンウナギの河川・沿岸環境における好適な生息環境の条件を分析し、その保全・再生に関する考え方、技術的手法を取りまとめ

検討会オブザーバー 水産庁、国土交通省

水産庁

石倉増殖礁の効果検証及び

ウナギの生息に適した石倉増殖礁や石倉簡易魚道の構造等を手引きとして取りまとめ



連 携

国土交通省

河川環境の保全・再生

自然な蛇行を生かして瀬や淵を再生

(「多自然川づくり」の推進)

- ・瀬や淵の再生
- ・ワンドの再生
- ・河川の連続性の確保
- ・湿地の再生
- ・既設構造物の改良など



連続性の確保(魚道の設置)

ワンドの再生



漁業者

日常の漁場環境保全の活動において石倉増殖礁を活用



ウナギに関する調査・研究

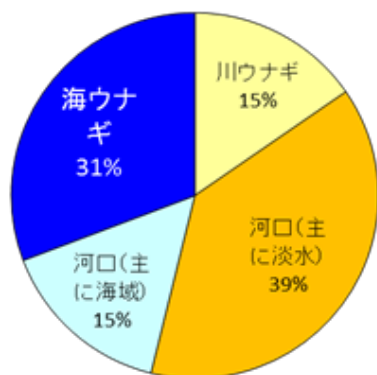
① ウナギの生態、放流に関する調査・研究について

- 河川及び海域(沿岸域や汽水域)でのウナギの移動状況や生息状況についての調査やシラスウナギの周年を通じた来遊状況の調査によりウナギの基礎的情報を収集。
- 天然に近い放流用種苗を育成するため、通常の飼育では育成が難しいメスの放流親ウナギの育成試験を実施したり、サイズや場所を変えてウナギを放流し、その生き残りを把握・比較することで効果的な放流手法を検討する調査を実施。

■ ウナギの生態等に係る調査

淡水域での生活履歴をほとんど有さない、いわゆる「海ウナギ」が存在することがわかってきており、再生産に寄与している可能性が高いことが示唆。

そこで、平成28年度より、河川域での移動状況や生活史に係る調査に加え、海ウナギの生息状況や生態についての知見を収集するための事業を開始。



産卵場で採集された親ウナギの
5 割弱が海水履歴



来遊量調査



発育段階の分析

■ 効果的な放流手法の検討

様々な手法でウナギの放流を行い、その生残状況を把握・比較。

放流したニホンウナギの生き残りを高め、産卵に寄与するウナギ資源の増大に資する放流手法の開発につなげ得る、効果的な放流手法を検討。



タグをつけて様々な手法で放流



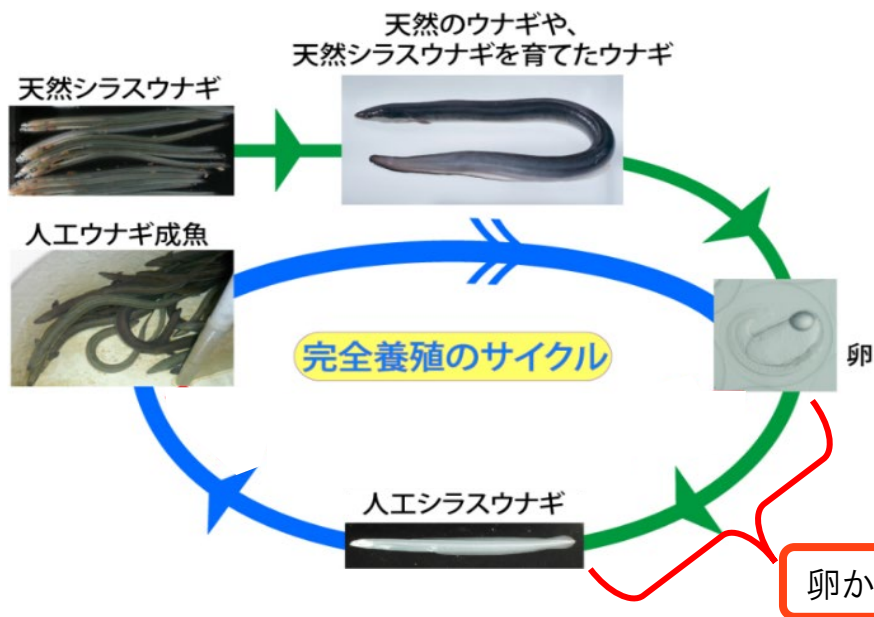
採捕調査



生き残り状況・成長・成熟を把握

② ウナギ種苗（シラスウナギ）生産技術開発の現状

- （国研）水産研究・教育機構は、人工シラスウナギを親魚まで育て、その親魚から得た卵をふ化させる完全養殖に世界で初めて成功。現在では計画的な採卵と年間数万尾のシラスウナギの生産が可能に。
- 人工シラスウナギの生産コストは、天然シラスウナギ高騰年の取引価格と比べても約3倍に上ることから、コストダウンを含めた効率的かつ安定的な大量生産技術の開発が最大の課題。



ウナギ種苗生産技術開発の経過

- ・1990年代より卵からシラスウナギまで育てる技術開発を開始。
- ・平成14年に独立行政法人 水産総合研究センター（現（国研）水産研究・教育機構）が世界で初めて卵からシラスウナギまでの人工飼育に成功。
- ・平成22年には（国研）水産研究・教育機構が世界で初めて「完全養殖」に成功。
- ・令和5年には年間数万尾のシラスウナギの生産が可能に。

水産庁における種苗生産技術開発の進捗状況（ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業（平成29年度～））

- 天然シラスウナギの取引価格は1尾180～600円（平成24年～令和5年漁期）であるのに対し、人工シラスウナギの生産コストは1尾約1,800円（令和5年度）であり、さらなるコストダウンに取り組み、社会実装を目指す。
- これまでの成果を活用し、（国研）水産研究・教育機構を中心とした多分野の産学官が連携し、成長・生残の良好な飼料、生産性の高い飼育水槽、自動給餌システムの開発等、シラスウナギを効率的かつ安定的に大量生産する技術開発を進める。